

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年10月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年10月28日から同年11月17日まで縦覧に供する。

平成20年10月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 亀水地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 桑崎3号地区	〃
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 源次郎渕地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 香地池地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮谷水路地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平田水路地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本三地区	〃